

津市公告第 4 7 号

予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により、下記のとおり公告します。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 A 類予防接種の種類、対象者の範囲及び実施期間

種類		対象者の範囲	実施期間
急性灰白髄炎（ポリオ）		生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者	平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風混合		生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者	
ジフテリア、百日せき及び破傷風混合		生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者	
ジフテリア及び破傷風混合		1 1 歳以上 1 3 歳未満の者、生後 3 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者	
麻しん及び風しん混合	第 1 期	生後 1 2 か月から 2 4 か月に至るまでの間にある者	
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
麻しん	第 1 期	生後 1 2 か月から 2 4 か月に至るまでの間にある者	
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
風しん	第 1 期	生後 1 2 か月から 2 4 か月に至るまでの間にある者	

	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎		生後 6 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者及び 9 歳以上 1 3 歳未満の者並びに平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、2 0 歳未満の者
結核		生後 1 歳に至るまでの間にある者
H i b 感染症		生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
小児の肺炎球菌感染症		生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
ヒトパピローマウイルス感染症		小学 6 年生から高校 1 年生までの相当年齢の女子
水痘		生後 1 2 か月から生後 3 6 か月に至るまでの間にある者並びに、生後 3 6 か月に至った日の翌日から生後 6 0 か月に至るまでの間にある者

2 A 類予防接種の実施場所

別表「津市 A 類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり。

3 A 類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾患の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 B 類予防接種の種類及び対象者

種 類	対 象 者
インフルエンザ	満 6 5 歳以上の者
	満 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者
高齢者肺炎球菌	平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に 6 5 歳、7 0 歳、7 5 歳、8 0 歳、8 5 歳、9 0 歳、9 5 歳又は 1 0 0 歳となる者で、初めて 2 3 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種する者。
	満 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者

本人が接種を希望していることが明確に認められる場合に限りです。

対象者の意思が確認できない場合は、接種を受けることはできません。

5 B 類予防接種の実施期間

- (1) インフルエンザ 平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日から平成 2 9 年 1 月 3 1 日まで
- (2) 高齢者肺炎球菌 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

6 実施場所

別表「津市 B 類予防接種実施医療機関等一覧表」のとおり

7 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 以前にインフルエンザ予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等の反応があった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

津市A類予防接種実施医療機関一覧表

(順不同)・平成28年4月1日現在)

医療機関名	住所	電話番号
(医) 赤塚クリニック	津市芸濃町棕本890番地1	265-2511
(医) 大樹会 明合クリニック	津市安濃町田端上野970番地41	268-1111
(医) 飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号	213-7615
(医) 熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号	225-7100
(医) 安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地	268-4141
あのつクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6700
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地	268-2351
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5	268-2023
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号	223-1122
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1	244-2222
井ノ口胃腸科外科	津市一身田町208番地1	231-1500
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5	245-1155
上島小児科	津市新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	津市雲出本郷町1222番地	234-2897
(医) うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1	222-2332
大西内科ハートクリニック	津市半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	津市桜橋三丁目61番地4	246-1000
奥田医院	津市半田1481番地2	225-6488
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目57番地	221-3000
加藤医院	津市藤方1590番地1	221-5001
カトウ内科	津市新町三丁目5番17号	226-0118
金丸産婦人科	津市観音寺町799番地7	229-5722
かわいクリニック	津市河芸町浜田688番地1	245-5900
川田デンタル・小児科クリニック	津市広明町418番地5	227-6601
(医) 川浪内科	津市八町二丁目15番9号	223-3211
河村クリニック	津市津興2911番地2	221-6711
草川医院	津市大里窪田町1735番地1	232-2210
(医) 久藤内科	津市中央2番11号	228-2646
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地16	231-2121
駒田医院	津市芸濃町林190番地2	265-2016
坂口医院	津市垂水1889番地30	228-2262
坂倉内科医院	津市幸町4番6号	226-7770
(医) 坂の上クリニック	津市藤方154番地1	238-5566
(医) 白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1	236-6006
(医) 世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町4番10号	226-3030

セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号	221-5555
高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号	234-5384
(医)高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76	230-3738
たかはし内科	津市西丸之内38番11号	221-1000
たなか内科	津市観音寺町446番地77	224-7711
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87	246-7771
津坂内科眼科医院	津市藤方1535番地2	226-2483
(医)津西産婦人科	津市納所町686番地1	225-2235
津生協病院	津市船頭町津興1721番地	225-2848
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号	273-5000
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1	237-2000
医療法人なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1	233-6611
ながたレディースクリニック	津市藤方150番地	238-5678
中森内科	津市観音寺町799番地7	229-5725
中屋医院	津市半田202番地5	229-7227
(医)西山産婦人科	津市栗真中山町202番地	232-0123
(医)はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6600
藤田産婦人科	津市南中央2番2号	227-7288
(医)藤田内科	津市乙部16番2号	225-9955
(医)二神クリニック	津市高野尾町4956番地27	230-2221
まきのクリニック	津市美里町足坂165番地2	279-5111
増井内科	津市長岡町800番地501	226-8555
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1	244-2515
丸岡医院	津市片田志袋町483番地	237-0013
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地	232-1111
三重病院	津市大里窪田町357番地	232-2531
水谷皮フ科クリニック	津市新町三丁目6番22号	223-4645
緑の街医院	津市長岡町3018番地3	213-5111
ヤナセクリニック	津市乙部5番3号	227-5585
やまかみクリニック	津市長岡町25番地1	273-5577
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保314番地1	245-0024
やまぐちクリニック	津市垂水2797番地1	224-7777
山崎循環器内科	津市渋見町577番地5	229-6300
山本産婦人科	津市雲出本郷町1907番地3	235-2118
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町131番地83	234-3344
ゆり形成内科整形	津市柳山津興3306番地	221-0500
吉田クリニック	津市栗真中山町79番地5	232-3001
荒岡内科	津市久居野村町872番地2	255-5730

いのもと医院	津市白山町南家城889番地5	262-3175
(医)上野内科	津市庄田町2090番地	254-0300
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2	295-0005
小渕医院	津市一志町高野254番地1	293-5111
こやま内科消化器科	津市久居新町3006番地	254-0001
塩崎内科クリニック	津市久居新町1124番地1	255-2280
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地	254-3500
(医)白山内科	津市久居明神町2600番地	255-1200
田中内科	津市久居新町867番地2	256-0700
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1	292-7007
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7	256-6856
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7	272-4187
(医)にしかわ小児科医院	津市久居新町612番地5	256-3500
西出医院	津市久居野村町600番地21	255-1115
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5	254-1234
はくさんクリニック	津市白山町二本木1139番地5	264-1234
(医)まつしまクリニック	津市久居小野辺町1763番地5	255-8600
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地	262-0600
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	259-1211
やましろ小児科	津市久居中町254番地11	256-8855
山本クリニック	津市白山町川口49番地1	262-5175

津市B類予防接種実施医療機関一覧表

(順不同)・平成28年4月1日現在)

医療機関名	住所	電話番号
竹原診療所	津市美杉町竹原2777番地	262-3076
(医)赤塚クリニック	津市芸濃町棕本890番地1	265-2511
(医)大樹会 明合クリニック	津市安濃町田端上野970番地41	268-1111
旭耳鼻咽喉科	津市下弁財町津興3230番地	225-8733
(医)飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号	213-7615
(医)熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号	225-7100
介護老人保健施設あのを	津市安濃町東観音寺353番地	267-1801
(医)安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地	268-4141
あのかクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6700
(医)社団 あめさら耳鼻咽喉科	津市観音寺町799番地7	213-1200
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地	268-2351
津老人保健施設 アルカディア	津市乙部11番5号	227-6681
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5	268-2023
イタミ内科・整形外科	津市本町8番16号	225-1980
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号	223-1122
稲上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1	244-2222
井ノ口胃腸科外科	津市一身田町208番地1	231-1500
今中医院	津市栄町一丁目835番地	228-6505
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5	245-1155
岩崎病院	津市一身田町333番地	232-2216
上島小児科	津市新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	津市雲出本郷町1222番地	234-2897
植村整形外科	津市藤方2566番地	225-1878
(医)うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1	222-2332
海野整形外科	津市安濃町栗加2212番地	267-1211
おおうち内科	津市羽所町345番地	246-5511
大川耳鼻咽喉科	津市中央18番8号	228-2816
大西内科ハートクリニック	津市半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	津市桜橋三丁目61番地4	246-1000
おがわ脳神経外科クリニック	津市一身田上津部田1414番地1	221-0234
奥田医院	津市半田1481番地2	225-6488
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目57番地	221-3000
加藤医院	津市藤方1590番地1	221-5001
カトウ内科	津市新町三丁目5番17号	226-0118
かわいクリニック	津市河芸町浜田688番地1	245-5900

川田デンタル・小児科クリニック	津市広明町418番地5	227-6601
(医)川浪内科	津市八町二丁目15番9号	223-3211
河村クリニック	津市津興2911番地2	221-6711
北村内科循環器科	津市白塚町31番地123	232-2866
草川医院	津市大里窪田町1735番地1	232-2210
(医)久藤内科	津市中央2番11号	228-2646
倉本内科	津市下弁財町津興3040番地	227-6711
倉本内科病院	津市下弁財町津興3040番地	227-6712
黒川医院	津市安濃町栗加211番地	268-2352
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地16	231-2121
小西ヒフ科医院	津市栄町二丁目457番地	228-5498
駒田医院	津市芸濃町林190番地2	265-2016
さいとう内科	津市新東町塔世23番地	223-0313
坂口医院	津市垂水1889番地30	228-2262
坂倉内科医院	津市幸町4番6号	226-7770
(医)坂の上クリニック	津市藤方154番地1	238-5566
しおりの里クリニック	津市野田2033番地1	239-1313
しのぎ耳鼻咽喉科クリニック	津市大園町10番49号	213-8741
(医)白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1	236-6006
白塚診療所	津市白塚町3568番地4	232-0749
シルバーケア豊壽園	津市高茶屋小森上野町737番地	235-5511
新町整形外科診療所	津市大園町4番29号	222-5111
(医)整形外科たかしクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6800
(医)世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町4番10号	226-3030
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号	221-5555
曽野医院	津市西丸之内22番19号	225-3432
第二岩崎病院	津市一身田町387番地	232-2316
大門病院	津市大門1番3号	226-5525
タカオカクリニック	津市河辺町3041番地1	253-3131
高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町733番地	235-5300
(福)高田福祉事業協会附属診療所	津市大里野田町1124番地1	230-7814
高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号	234-5384
(医)高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76	230-3738
(医)社団 たかはし耳鼻咽喉科	津市藤方146番地1	235-3387
たかはし内科	津市西丸之内38番11号	221-1000
武内病院	津市北丸之内82番地	226-1111
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町278番地6	221-2121
たなか内科	津市観音寺町446番地77	224-7711

たにクリニック	津市河辺町3547番地1	213-5005
千里クリニック	津市河芸町東千里6番地1	245-6111
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87	246-7771
(医) 社団 津北整形外科	津市栗真中山町248番地1	236-2588
津在宅ケア診療所	津市大谷町255番地	224-1661
津坂内科眼科医院	津市藤方1535番地2	226-2483
辻内科	津市栄町二丁目348番地	227-4918
(医) 津西産婦人科	津市納所町686番地1	225-2235
津生協病院	津市船頭町津興1721番地	225-2848
津生協病院附属診療所	津市船頭町3453番地	225-6161
津整形外科医院	津市観音寺町445番地13	228-9100
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号	273-5000
寺田医院	津市野田778番地1	237-3378
寺西胃腸科内科クリニック	津市野田36番地10	239-1777
遠山病院	津市南新町17番22号	227-6171
介護老人保健施設 トマト	津市殿村860番地2	237-5050
豊里クリニック	津市豊が丘二丁目46番3号	230-1120
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1	237-2000
(医) 永井病院	津市西丸之内29番29号	228-5181
医療法人なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1	233-6611
ながたレディースクリニック	津市藤方150番地	238-5678
中根医院	津市西古河町14番11号	228-3562
(医) 中本耳鼻咽喉科	津市河芸町東千里24番地	244-0277
中森内科	津市観音寺町799番地7	229-5725
中屋医院	津市半田202番地5	229-7227
にし整形外科	津市垂水1256番地2	213-2424
(医) はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6600
林耳鼻いんこう科クリニック	津市大門10番6号	224-9900
はやし整形外科	津市観音寺町799番地7	229-5711
ひおきクリニック	津市高茶屋小森町2596番地1	235-0886
フェニックス健診クリニック	津市乙部5番3号	227-5605
ふじおかクリニック	津市雲出本郷町1918番地	238-2222
藤田産婦人科	津市南中央2番2号	227-7288
(医) 藤田内科	津市乙部16番2号	225-9955
ふじた耳鼻咽喉科	津市中央6番14号	228-3546
(医) 二神クリニック	津市高野尾町4956番地27	230-2221
ベタニヤ内科神経内科クリニック	津市豊が丘五丁目47番7号	230-7373
前川内科	津市垂水1425番地	221-3700

まきのクリニック	津市美里町足坂165番地2	279-5111
増井内科	津市長岡町800番地501	226-8555
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1	244-2515
まつおか整形外科	津市幸町12番10号	221-2200
丸岡医院	津市片田志袋町483番地	237-0013
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目12番地1	235-2125
三重耳鼻咽喉科	津市観音寺町445番地15	228-0100
みえ消化器内科	津市観音寺町799番地7	213-1001
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地	232-1111
みえひふ科クリニック	津市高野尾町633番地61	230-8787
三重病院	津市大里窪田町357番地	232-2531
(医)三井整形外科	津市雲出本郷町1400番地1	234-3838
緑の街医院	津市長岡町3018番地3	213-5111
箕浦内科	津市広明町340番地	226-0800
(医)三宅医院	津市大門19番17号	225-1020
(医)むらしま整形外科	津市野田33番地3	237-0838
森田内科クリニック	津市雲出本郷町1370番地1	234-3100
ヤナセクリニック	津市乙部5番3号	227-5585
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保314番地1	245-0024
ヤマギシズム生活豊里実顕地診療所	津市高野尾町5010番地	230-8033
やまぐちクリニック	津市垂水2797番地1	224-7777
山崎循環器内科	津市洪見町577番地5	229-6300
(医)山の手内科クリニック	津市一身田上津部田3086番地3	213-1024
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町131番地83	234-3344
ゆう心のクリニック	津市河芸東千里155番地1	273-5651
ゆたクリニック	津市修成町2番3号	227-4187
ゆり形成内科整形	津市柳山津興3306番地	221-0500
吉田クリニック	津市栗真中山町79番地5	232-3001
介護老人保健施設 ロマン	津市芸濃町棕本6176番地	265-6500
若葉病院	津市南中央28番13号	227-0207
渡部クリニック	津市乙部5番3号	246-6771
天野医院	津市久居西鷹跡町475番地3	259-2001
荒岡内科	津市久居野村町872番地2	255-5730
飯田医院	津市一志町八太992番地	293-0026
(医)井上内科病院	津市久居井戸山町759番地	256-6665
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5	262-3175
(医)上野内科	津市庄田町2090番地	254-0300
大北内科	津市久居東鷹跡町82番地10	255-2077

(医) 社団 奥田医院	津市久居東鷹跡町261番地3	255-5264
おくのクリニック	津市久居元町1709番地3	255-7766
河原林医院	津市久居烏木町435番地2	255-3076
グリーンタウン内科クリニック	津市白山町南出530番地42	264-1011
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2	295-0005
小林医院 多気診療所	津市美杉町上多気1031番地	275-0211
小渕医院	津市一志町高野254番地1	293-5111
こやま内科消化器科	津市久居新町3006番地	254-0001
榊原温泉病院	津市榊原町1033番地4	252-1111
榊原白鳳病院	津市榊原町5630番地	252-2300
榊原病院	津市榊原町777番地	252-0211
介護老人保健施設 さくら苑	津市榊原町5630番地	252-2751
塩崎内科クリニック	津市久居新町1124番地1	255-2280
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地	254-3500
(医) 白山内科	津市久居明神町2600番地	255-1200
関口整形外科	津市一志町井関117番地1	295-0707
芹の里介護老人保健施設	津市久居井戸山町759番地7	256-8180
介護老人保健施設 第二さくら苑	津市榊原町5599番地	252-3230
(医) 高岡医院	津市一志町田尻603番地	293-2255
田中内科	津市久居新町867番地2	256-0700
タナハシ医院	津市久居本町1388番地	255-2417
津田クリニック	津市久居新町3006番地	259-1212
介護老人保健施設 つつじの里	津市白山町二本木1163番地	264-0111
津みなみクリニック	津市久居野村町600番地2	254-0777
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1	292-7007
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7	256-6856
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7	272-4187
西出医院	津市久居野村町600番地21	255-1115
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5	254-1234
はくさんクリニック	津市白山町二本木1139番地5	264-1234
英クリニック	津市久居明神町2090番地1	259-0808
ひぐち整形外科クリニック	津市久居射場町33番地3	256-6100
(医) 久居病院	津市戸木町5043番地	255-2986
日高クリニック	津市一志町田尻30番地10	293-6260
藤田保健衛生大学七栗記念病院	津市大鳥町424番地1	252-1555
藤本内科	津市戸木町7860番地3	255-0585
ほらやま内科	津市久居元町2327番地5	256-7070
前沢整形外科	津市久居相川町2112番地	255-5288

(医)まつしまクリニック	津市久居小野辺町1763番地5	255-8600
介護老人保健施設 万葉の里	津市一志町高野236番地5	295-1600
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地	262-0600
みえ診療所	津市久居新町753番地2	254-4500
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	259-1211
美杉診療所	津市美杉町八知5578番地	272-0310
みどりクリニック	津市久居野村町314番地13	254-3636
やましろ小児科	津市久居中町254番地11	256-8855
山本クリニック	津市白山町川口49番地1	262-5175

津市公告第 4 8 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 8 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

428040401

公 告 日	平成28年4月4日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成28年度営教総第1－3号 津市立西橋内中学校ほか3校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 東古河町ほか3町 地内				
業 務 概 要	津市立西橋内中学校 普通教室 津市立橋南中学校 普通教室 津市立南が丘中学校 普通教室 津市立香海中学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成28年9月5日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年4月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成28年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成28年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月20日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,450,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

428040402

公 告 日	平成28年4月4日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成２８年度営教総第１－２号 津市立橋北中学校ほか３校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 桜橋二丁目ほか３町 地内				
業 務 概 要	津市立橋北中学校 普通教室 津市立東橋内中学校 普通教室 津市立西郊中学校 普通教室 津市立東観中学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成28年9月5日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成28年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎７階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成28年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月20日 午前9時15分 津市役所（本庁舎）７階 入札室				
予 定 価 格	5,486,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

428040403

公 告 日	平成28年4月4日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成28年度営教総第1－4号 津市立久居東中学校ほか3校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 久居井戸山町ほか3町 地内				
業 務 概 要	津市立久居東中学校 普通教室 津市立久居西中学校 普通教室 津市立白山中学校 普通教室 津市立美杉中学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成28年9月5日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870－20 TEL059－228－9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年4月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成28年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成28年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月20日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,506,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

428040404

公 告 日	平成28年4月4日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成28年度営教総第1－1号 津市立朝陽中学校ほか4校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 河芸町上野ほか3町 地内				
業 務 概 要	津市立朝陽中学校 普通教室 津市立豊里中学校 普通教室 津市立栗真小学校国児分校 普通教室 津市立一身田中学校 普通教室 津市立一身田中学校国児分校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成28年9月5日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで			
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年4月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成28年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成28年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月20日 午前9時45分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	6,602,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

428040405

公 告 日	平成28年4月4日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成28年度下建公補第1号 津第5-1処理分区公共下水道工事			
工 事 場 所	津市 藤方	地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 214m 組立マンホール工 4箇所 小型マンホール工 4箇所 ます設置工 5箇所			
工 期	契約締結の日から 平成28年10月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成28年4月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成28年4月12日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成28年4月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成28年4月20日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	23,573,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

428040406

公 告 日	平成28年4月4日		工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成27年度下建公補第21号 半田川田第1雨水幹線築造工事			
工 事 場 所	津市 半田		地内	
工 事 概 要	管布設工(管径3,000mm) 19.4m			
工 期	契約締結の日から 平成28年8月31日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年4月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成28年4月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成28年4月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月20日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	25,547,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

428040407

公 告 日	平成28年4月4日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成28年度建整道新補第1号 西千里千里ヶ丘線道路改良（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 河芸町千里ヶ丘及び河芸町西千里 地内			
工 事 概 要	表層 2, 552m ² 切削オーバーレイ工 887m ² 側溝工 290m カルバート工 10m 集水樹・マンホール工 9箇所			
工 期	契約締結の日から 平成28年8月31日 まで			
発 注 業 種	ほ装			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月22日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	平成28年4月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成28年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成28年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月27日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	56,925,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

428040408

公 告 日	平成28年4月4日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成28年度道特第1号 山口山本線道路改良（フェンス設置）工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川 地内			
工 事 概 要	目隠しフェンス 一式			
工 期	契約締結の日から 平成28年8月31日 まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等 （土木一式工事などに含まれるものを除く）		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月22日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成28年4月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成28年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成28年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成28年4月27日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	26,907,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第 4 9 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 28 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

工事名 平成 28 年度営教総補第 2 号
津市立新町小学校大規模改造（第一期）工事
工事場所 津市八町三丁目地内
工事概要 大規模改造
増築
昇降機棟 鉄骨造 3 階建
延面積 33m²
改修
普通教室棟・給食室 鉄筋コンクリート造 3 階建
延面積 2,195m²
上記に係る建築工事等 一式
工期 本契約の締結の日から 210 日間
予定価格 294,026,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者

要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、

会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がＡの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成２８年４月４日（月）から４月１５日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成２８年４月４日（月）から４月１５日（金）午後５時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な書類の写し）

キ 施工計画書

入札参加資格の審査結果については、平成28年4月25日（月）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 平成28年4月4日（月）から5月13日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ
「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成28年4月8日（金）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に
提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成28年4月13日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成 28 年 4 月 22 日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成 28 年 4 月 28 日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成 28 年 5 月 13 日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒 5 1 4 - 8 7 9 9 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 5 月 16 日（月）午前 9 時 00 分から

場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 27 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

応募資料に虚偽の記載があるとき。

応募資料に不備があるとき。

入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第１２条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約

款によるものとする。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 5 0 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 8 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

工事名 平成 2 8 年度営教総補第 3 号
津市立一志中学校大規模改造（第三期）工事

工事場所 津市一志町高野地内

工事概要 大規模改造
増築
渡り廊下 鉄骨造 2 階建
延面積 4 0 3 m²
改修
普通教室棟 鉄筋コンクリート造 2 階建
延面積 6 9 0 m²
特別教室棟 鉄筋コンクリート造 2 階建
延面積 3 8 3 m²
渡り廊下 鉄筋コンクリート造平家建
延面積 2 1 8 m²
屋内運動場 鉄骨造 2 階建
延面積 1 , 7 4 8 m²
上記に係る建築工事等 一式

工期 本契約の締結の日から 2 6 0 日間

予定価格 3 9 1 , 5 4 2 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成１８年１月１日施行。以下「要領」という。）第４条第１項に掲げる要件を備えている者

要領第４条第２項各号の一に該当しない者

民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

建築一式工事に係る格付区分がＡの者

本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

３ 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成２８年４月４日（月）から４月１５日（金）まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成28年4月4日(月)から4月15日(金)午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し(建設業許可(更新)申請に必要な書類の写し)

キ 施工計画書

入札参加資格の審査結果については、平成28年4月25日(月)までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 平成28年4月4日(月)から5月13日(金)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ(電話 059-228-9811)

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成28年4月8日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に

提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

- イ 回答方法 平成28年4月13日(水)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

見積に関する質疑等

- ア 質問受付 平成28年4月22日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

- イ 回答方法 平成28年4月28日(木)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書(指定様式に限る。)を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成28年5月13日(金)までに必着

入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 平成28年5月16日(月)午前9時30分から

場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険

証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

応募資料に虚偽の記載があるとき。

応募資料に不備があるとき。

入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 1 2 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加

者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補

償しない。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 2

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 5 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 28 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

工事名 平成 28 年度営文振補第 1 号

旧久居庁舎解体工事

工事場所 津市久居東鷹跡町地内

工事概要 解体

本庁舎 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 4 階建

延面積 3,686 m²

南庁舎 鉄骨造 4 階建

延面積 1,392 m²

北庁舎 鉄骨造 2 階建

延面積 338 m²

車庫及び資材庫 鉄骨造平家建

延面積 150 m²

北倉庫 木造平家建

延面積 74 m²

外部階段、外構、構内整備

上記に係る解体工事 一式

工期 本契約の締結の日から 210 日間

予定価格 159,143,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。

以下「要領」という。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者

要領第4条第2項各号の一に該当しない者

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

津市競争入札参加資格者名簿においてとび・土工・コンクリート工事を希望業種として登載されている者

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(とび・土工工事業)を受けている者

本市の区域内に本店を有する者

とび・土工・コンクリート工事に係る格付区分がA1の者

本件工事に、とび・土工工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者

(配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)

上記 に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。)

官公庁等で発注され、過去10年間(平成18年度以降)に施工が完了した次の工事の元請または下請実績を有する者

とび・土工・コンクリート等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)

産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有する者

3 入札参加申込書等の配付

配付期間 平成28年4月4日(月)から4月15日(金)まで

配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「
入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成28年4月4日(月)から4月15日(金)午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ とび・土工工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し(建設業許可(更新)申請に必要な書類の写し)

キ 上記2 に規定する施工実績を証する書類(施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類)

ク 産業廃棄物の収集及び運搬の許可証の写し

ケ 施工計画書

入札参加資格の審査結果については、平成28年4月25日(月)までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

閲覧

ア 閲覧期間 平成28年4月4日(月)から5月13日(金)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「
入札・契約」

購入

ア 購入期間 上記 アに同じ

イ 購入場所 津市垂水 2 8 7 0 - 2 0

有限会社オグラ（電話 0 5 9 - 2 2 8 - 9 8 1 1）

6 工事の質疑等

施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成 2 8 年 4 月 8 日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成 2 8 年 4 月 1 3 日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成 2 8 年 4 月 2 2 日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成 2 8 年 4 月 2 8 日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成 2 8 年 5 月 1 3 日（金）までに必着

入札書の郵送提出先

〒5 1 4 - 8 7 9 9 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

日時 平成 2 8 年 5 月 1 6 日（月）午前 1 0 時 0 0 分から

場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

応募資料に虚偽の記載があるとき。

応募資料に不備があるとき。

入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。

入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

著しく信義に反する行為をしたとき。

入札に際して連合等の不正行為があったとき。

入札書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額を訂正しているとき。

入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

入札書の記載事項が確認できないとき。

入札書に指定された事項が記載されていないとき。

指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

入札書が提出期限までに提出されないとき。

積算内訳書が同封されていないとき。

積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所での封印をすること。

前金払 有

部分払 無

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年津市条例第５３号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

F A X ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 5 2 号

条件付一般競争入札（以下「本件入札」という。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 8 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

平成 2 8 年度津市救急・健康相談ダイヤル 2 4 事業業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

電話による救急医療相談、健康相談、妊娠・出産・育児相談、健康づくりに関する相談、メンタルヘルスに関する相談、介護相談、医療機関の紹介等

イ 業務の実施体制

(ア) 業務の実施期間等

業務の実施期間は、平成 2 8 年 5 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの毎日とし、1 日当たり 2 4 時間とする。

(イ) コールセンターの設置等

相談業務に対応するためコールセンターを設置し、コールセンターには、前号アに掲げる各種相談に応じて、適切なアドバイス等を提供するための必要な知識・経験等を有する医師、看護師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、ケアマネージャー等専門職を配置すること。医師にあっては、相談業務の実施期間中、コールセンターに常駐（2 4 時間対応）させること。

2 本件入札の参加者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次の地方税及び国税について、申請日における未納の徴収金がないこと。

ア 本件入札の参加を希望する本社または委託先となる営業所等の所在地

が三重県内の場合、所在地における市町税について未納の徴収金がないこと。

イ 法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て又は通告がなされていない者であること。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 津市建設工事等指名停止基準(平成 21 年 4 月 8 日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本件入札の公告日の前 5 年以内に、本件業務委託と同種、同規模以上の救急・健康相談に係る電話相談業務を国、地方公共団体又は独立行政法人等から受注した履行実績があること。
- (7) 日本国内に本社又は支社が所在していること。
- (8) プライバシーマークを取得していること。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

(1) 期間

平成 28 年 4 月 6 日（水）から平成 28 年 4 月 15 日（金）まで

(2) 場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津リージョンプラザ 1 階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ＞地域医療推進室

（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1055/article.php?articleid=86>）

4 本件入札に係る仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成 28 年 4 月 11 日（月）午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津リージョンプラザ 1 階）

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（第 1 号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又はファクシミリ（電子メールの場合は、押印が分かるように第 1 号様式を P D F ファイル等に複写すること。）により提出すること。

《送信先》

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 059-229-3287

エ その他

電話及び口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書はこれを受け付けない。また、郵送、電子メール及びファクシミリの場合は電話等で到着の確認を必ず行うこと。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成 28 年 4 月 13 日（水）

イ 回答方法

津市ホームページ地域医療推進室ページ内で公開する。再質問は受け付けないので、質問内容を明確に記載すること。（質問者名は非公開とする。）

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければならない。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできない。

(1) 提出期限

平成 28 年 4 月 15 日（金）午後 5 時 15 分まで

この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しないこととする。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して、本市では一切の責任を負わないので、必ず電話等で到着の確認を行うこと。

(2) 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津リージョンプラザ 1 階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとする。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本 1 部を提出すること。

ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸が A 4 版以外の版形のものは、できる限り A 4 版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとする。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからキまでの書類の提出を省略することができるので、その旨をアの書類に記載すること。

申請書類は、提出書類一覧表の番号順に並べて提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第 2 号様式）

イ 宣誓書（第 3 号様式）

ウ 業務実績届出書（第 4 号様式）並びに当該業務委託契約書の写し又は履行証明書（いずれも仕様書を含む。）。

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る納税証明書

「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その 3 の 3）

(イ) 市町税完納証明書等（本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合は必須）

所在地における市町税の完納証明書（新規に営業所等を開設した場合は法人市民税等の「法人等開設届（写）」を添付してください。

オ 登記事項証明書（全部証明書）

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、
実印と同じ場合は実印を押印したもの提出すること。

ク プライバシーマークを取得していることが分かる書類。（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成28年4月18日(月)までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとする。

6 入札及び開札

(1) 日時

平成28年4月20日（水）午後2時

(2) 場所

津市中央保健センター健康づくり室（津リージョンプラザ1階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し、確認を受けること。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。

8 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 契約保証金

契約の締結に際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他の注意事項

(1) 入札に当たっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をすること。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示すること。また、再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備しておくこと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者の決定は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が 2 者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とする。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により、入札を延期又は中止した場合における見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (5) その他入札に関しての詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとする。

【問い合わせ先】

〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市健康福祉部地域医療推進室（地域医療担当）

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 7 2

ファクシミリ番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 7

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 8 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 5 4 号

条件付一般競争入札（以下「本件入札」という。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 8 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）給付に係る事務支援業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請及び支給に関する問合せや申請書送付の申込み等、同給付金に係る相談全般について、電話の窓口としてコールセンターの運営（以下「コールセンター業務」という。）を行うものとします。また、郵送による「高齢者向け給付金申請書」の受付に係る事務処理全般の運営（以下「郵送申請書処理業務」という。）を行うものとします。

イ 業務の履行体制

(ア) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、コールセンター業務については、平成 2 8 年 5 月 1 6 日から平成 2 8 年 8 月 3 1 日まで、郵送申請書処理業務については、平成 2 8 年 5 月 2 0 日から平成 2 8 年 8 月 3 1 日までの間で、期間中の土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除いた日とします。また、業務の履行時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

(イ) 業務運営体制

業務を円滑に履行するため、管理責任者、スーパーバイザー及び業務従事者を配置し、効率的かつ適正な業務運営体制を整えること。

2 本件入札の参加者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の地方税及び国税について、申請日における未納の徴収金がないこと。
 - ア 本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合、所在地における市町税について未納の徴収金がないこと。
 - イ 法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本件入札の公告日の前5年以内に、本件業務委託と同規模以上のコールセンター業務を国、地方公共団体又は独立行政法人等から受注した履行実績があること。
- (7) 日本国内に本社又は支社が所在していること。
- (8) 日本工業規格に適合するプライバシーマークを取得していること。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

(1) 期間

平成28年4月11日（月）から平成28年4月26日（火）まで

(2) 場所

津市健康福祉部福祉政策課（〒514-8611 津市西丸之内23番1号 市役所本庁舎1階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ>トップページ>健康・福祉>地域福祉>高齢者向け
給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）給付に係る事務支援業務委託
に関する条件付一般競争入札

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000008067/index.html>

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成 2 8 年 4 月 2 2 日（金）正午まで

イ 提出場所

津市健康福祉部福祉政策課（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号
市役所本庁舎 1 階）

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第 1 号様式）に質問内容を記入の上、提出場
所に持参し、又は電子メール若しくはファクシミリにより送信してくだ
さい。（電子メール、ファクシミリによる場合は、必ず着信確認を行っ
てください。）

《送信先》

電子メールアドレス 229-3150@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 4

エ その他

電話、口頭による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は、これ
を受け付けないものとします。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成 2 8 年 4 月 2 2 日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ福祉政策課ページ内で公開します。再質問は受け付
けませんので、質問内容を明確に記載してください。

また、入札した者は、入札後において、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず期限までに質問を行ってください。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし、質問を行った者の名称等は公表しません。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければならないものとします。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできないものとします。

(1) 提出期限

平成28年4月26日(火)正午まで

この期限を過ぎて提出又は送達された申請書類は受理しないこととします。

また、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いかねます。

(2) 提出場所

津市健康福祉部福祉政策課(〒514-8611 津市西丸之内23番1号 市役所本庁舎1階)

(3) 提出方法

提出場所に持参し、又は郵送によるものとします。郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、提出期限必着とします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。

ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)を提出することとし、これら証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大(原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。)であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからキまでの書類の提出を省略することができるものとします。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

なお、提出にあたっては実印を押印することとします。

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）並びに当該業務委託契約書の写し又は履行証明書（いずれも仕様書を含む。）

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る納税証明書

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）

(イ) 市町税完納証明書等（本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合は必須）

所在地における市町税の完納証明書（新規に営業所等を開設した場合は法人市民税等の「法人等開設届（写）」を添付してください。

オ 登記事項証明書（全部証明書）

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものの提出するものとします。

ク 日本工業規格に適合するプライバシーマークを取得していることのわかる書類（写し可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成28年4月26日までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 参加の辞退

条件付一般競争入札参加資格審査申請書提出後に、入札参加を辞退する場合は、入札参加の辞退届（様式不問）を5(2)の提出場所へ提出してください。（持参に限る。）

7 入札及び開札

(1) 入札

ア 日時

平成 28 年 4 月 28 日（木）午前 10 時 00 分

イ 場所

津市役所本庁舎 4 階 41 会議室（津市西丸之内 23 番 1 号）

ウ その他

入札前に入札者確認票（第 7 号様式）を提出し、確認を受けることとします。

(2) 開札

ア 日時

入札終了後直ちに開札するものとします。

イ 場所

入札場所と同じ。

8 入札保証金

入札保証金は、免除します。

9 入札の無効

規則第 19 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約の締結に際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるものとします。

11 その他の注意事項

- (1) 入札に当たっては、入札書（第 8 号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、指定した封筒に入れ、貼り合わせ部分（原則 3 箇所）の封印してください。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示することとします。

また、再度入札（原則として 2 回）に備えて、入札書の予備を準備しておいてください。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札者の決定は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者と

し、最低価格入札者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。入札を延期又は中止した場合における見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (5) その他入札に関する詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとします。

【問い合わせ先】

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市健康福祉部福祉政策課企画管理担当

電話番号 059-229-3150

ファクシミリ番号 059-229-3334

電子メールアドレス 229-3150@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 28 年 4 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 津市防災ユニフォーム一式
- (2) 規 格 詳細は津市防災ユニフォーム一式仕様書参照
- (3) 数 量 詳細は津市防災ユニフォーム一式仕様書参照
- (4) 納入期限 詳細は津市防災ユニフォーム一式仕様書参照
- (5) 納入場所 詳細は津市防災ユニフォーム一式仕様書参照

2 入札参加者に必要な参加要件

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する平成 28 年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）の希望業種と「制服・作業服」のうち「制服」、「作業服」又は「事務服」に登載されている市内業者である者。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）による指名停止期間中でない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始

の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配布

(1) 期間

平成28年4月13日から同月25日まで(土日祝日を除く)

※ 津市条件付一般競争入札参加申込期限が平成28年4月25日午後5時のため注意すること。

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場所

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

(下記【提出及び問い合わせ先】参照。以下同じ。)

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ「事業者のみなさまへ」 「入札・契約」 「物件・業務委託関係」 「発注情報(物件・業務委託)」

(<http://www.info.city.tsu.mie.jp>)

4 質疑等の受付

(1) 提出期限

平成28年4月18日(月)正午まで

(2) 方法

質疑等は、公告において示す参加要件を有する者に限って指定の質問書(第1号様式)により、(3) 提出場所へ持参、若しくはFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出場所

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

質問がある場合は、上記のとおり提出期限までに質問書を提出すること。

5 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成２８年４月１９日（火）午後５時までに、回答書を津市総務部調達契約課物品調達契約担当で配付する。また、津市ホームページ「事業者のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係」「発注情報（物件・業務委託）」においても公開する。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しない。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合がある。

なお、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

6 同等品の申請について

同等品（ＯＥＭ販売品を含む）によって、本入札に参加しようとする場合は、平成２８年４月２５日（月）午後５時までに、津市総務部調達契約課物品調達契約担当へ同等品申請書（第２号様式）により申請すること。

また、同等品申請に係る詳細については、入札参加条件（第３号様式）を確認すること。

なお、同等品認定結果は申請書受理後、速やかに回答します。

7 原反出荷引受証明書について

入札参加者は、防災ユニフォームについては、生地メーカー発行の原反出荷引受証明書を平成２８年４月２７日（水）午後５時までに津市調達契約課物品調達契約担当へ持参又はＦＡＸにて提出すること。

なお、ＦＡＸの場合は、提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行うこと。

また、期限までに原反出荷引受証明書の提出がない場合は、本件入札への参加を認めないので注意すること。

8 入札参加資格の確認等

(1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限 平成２８年４月２５日（月）午後５時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課物品調達契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（第４号様式）

イ 宣誓書（第５号様式）

(3) 入札参加資格の審査結果については、参加申し込みのあった者全員に平

成 2 8 年 4 月 2 6 日（火）までに、津市条件付一般競争入札参加資格審査
確認結果通知書（第 6 号様式）により通知する。

9 入札及び開札の日時

平成 2 8 年 4 月 2 8 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分から

10 入札及び開札の場所

津市役所本庁舎 7 階入札室

11 入札保証金

免除

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等の提出資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 入札参加申込書等の提出資料（同等品申請書関係書類を除く。）に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書に日付の記載がないとき。
- (11) 入札書に記載した金額その他載事項が不明確なとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 入札書を封入する封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (14) 入札書を封入する封筒表面に入札件名のないとき又は入札件名が異なるとき
- (15) 入札書を封入する裏面に封印のないとき
- (16) 入札者確認票（第 7 号様式）を提出しない入札代理人が入札を行ったとき。
- (17) 同等品認定可の通知を受けた者にあつては、入札書に同等品認定書の添付がないとき。
- (18) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最低入札金額以上の

入札金額を記載して入札を行ったとき。

(19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

(20) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

(3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。

16 その他の注意事項

(1) 入札に関する行為をする者は、入札室へ入室後、入札者確認票を提出すること。

(2) 指定の入札書（第8号様式）により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（津市競争入札参加資格者名簿登録時の使用印鑑届に押印された印）、入札金額等を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、封筒に封入し、件名、商号（名称）等を記載し、封印をすること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とする。

- (4) 再度入札を行う場合があるので、入札書の予備を複数枚用意すること。
- (5) 予定価格の範囲内で同価格の最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) この契約の締結については、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、本市議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (7) 本件入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (9) その他、入札参加者は、津市条件付一般競争入札参加者心得（第9号様式）に留意の上、入札を行うこと。
- (10) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず入札前日の午後5時までに、津市総務部調達契約課物品調達契約担当に確認すること。

【提出及び問い合わせ先】

津市総務部調達契約課物品調達契約担当
担当 駒田

津市西丸之内23番1号 津市役所7階

電話番号 059-229-3121

FAX 059-229-3333

津市防災ユニフォーム一式仕様書

(防災ユニフォーム)

この仕様書は、津市職員用として製造する防災ユニフォームについて必要な事項の適用範囲を定めるものとする。

1 総則

- (1) 物件 津市防災ユニフォーム
- (2) 数量 上衣・ズボン 各2, 500着 (サイズ別数量は「3 寸法」の数量欄のとおり)
- (3) 納入場所 発注者からの指示に基づき、津市役所本庁舎、各総合支所、水道局庁舎、津市モーターボート競走場、津市リサイクルセンター及び相川建設作業事務所へ納品すること。
(「4 納入場所」のとおり)
- (4) 納入期限 平成28年12月26日 (ただし、上衣・ズボン各200着については、平成28年11月4日までに納入できるように努めるものとする。)
- (5) 仕様 「2 仕様」のとおり
ただし、表生地については同等品可とする。
同等品にて応札する場合は、別に定める入札参加条件を必ず確認し、同等品申請書とあわせて見本品及び品質証明書を指定した期日までに津市総務部調達契約課物品調達契約担当へ提出し、同等品認定を受けること。
- (6) 縫製要領 「2 仕様 (5) 縫製要領」及びイメージ図 (別図) のとおり
- (7) 留意事項
 - ア 使用素材はすべて良質なものを使用し、特に紡績糸は糸ムラ、織りキズ、縀りムラなどの目立たないもので、織り上げは均正で、織りキズ、糸節、汚れなどが無いものを使用すること。
 - イ 縫製については、各部の縫い合せ部をすべて優良に行い、縫いとび、縫い外れ、その他の欠陥が無いものとする。
 - ウ 受注者は、本縫製にかかる前にこの仕様書に基づいた試作品 (完成品) を1着作製し、発注者の承認を受けること。
 - エ 色相については、必ず発注者の承認を受けること。
 - オ 入札参加者は、原反出荷引受証明書を期日までに提出すること。
 - カ 製品の納入については、1着ごとに検品後、ビニール袋により包装すること。また、納入場所ごとにダンボール等で梱包し納入すること。
 - キ デザイン費等その他問題が生じた場合は、受注者の責任において解決するものとし、防災ユニフォーム製造に要する費用の追加支出は、一切認めないものとする。
 - ク 受注者は、防災ユニフォームの製造にあたり、特許権、実用新案及びその他の第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
 - ケ 本仕様書に規定されていない事項又は解釈に疑義が生じた時は、発注者の指示又は承認を受けなければならない。
 - コ 決定業者にあつては、落札決定後、物件ごとの単価内訳表を提出すること。

2 仕様

- (1) 型式
 - ア 上衣
台えり付きシャツカラー、肩章付き、ボタン止め比翼前立て式、長袖カフス式、左右胸ポケット雨ブタ付きとする。
 - イ ズボン
長ズボン、裾口シングル、両脇ポケット、両腿ポケット、左右尻ポケット付きとする。

(2) 表地

項目			規格	試験方法
使用素材			東レ<J S 1 2 3> ストレッチツイル	
原料混紡率			ポリエステル 9 3 % (再生ポリエステル5 5 %以上) ナイロン 5 % 綿 2 %	J I S L 1 0 3 0
番手			(経) 1 6 7 dtex (緯) 1 6 7 / 2 dtex	J I S L 1 0 9 6
組織			綾二重織	J I S L 1 0 9 6
仕上重量			2 2 0 g / m ² 以上	J I S L 1 0 9 6
仕上密度 (1 0 c m間)			(経) 4 7 0 本以上 (緯) 2 5 0 本以上	J I S L 1 0 9 6
寸法変化率			(経) ± 2 %以内 (緯) ± 2 %以内	J I S L 1 0 9 6 D法
引張強力			(経) 1 5 0 0 N以上 (緯) 1 5 0 0 N以上	J I S L 1 0 9 6 ラベルドストリップ法
ピリング			4 級以上	J I S L 1 0 9 6 A法 操作時間1 0 時間
染色 堅 牢 度	汗試験	酸	4 級以上	J I S L 0 8 4 8
		アルカリ	4 級以上	
	洗濯試験		4 級以上	J I S L 0 8 4 4 A法
	摩擦試験		4 級以上	J I S L 0 8 4 9 Ⅱ形
	耐光試験		4 級以上	J I S L 0 8 4 2 照射4 0 時間
加工			帯電防止繊維使用 耐久消臭加工	
色相			紺色・黄色 (津市防災ユニフォーム 用帽子の色相と統一を図ること)	

(3) 付属材料

区 分	仕 様
芯地	ポリエステル100%
不織布芯	ポリエステル100%

(4) 条件

ア 針数

地縫い及び飾り縫いは、3.0cm間で14針以上、オーバーロックは8針以上とする。

イ 穴かがり

上衣は、ネムリ穴とする。

肩章はヨコ、ズボンの後ポケットはタテ、鳩目穴とする。

ウ ボタン付

機械付け又は手付けとする。

手付けは、2本の糸を1個の穴に3～4回通し、根巻は3回以上とする。

エ 裁縫

糸調子は、上下ともツレ、タルミの無いようにし、返し針を完全にする。

縫糸は、ポリエステル糸を使用する。

(5) 縫製要領

ア 上衣

(ア) えり

えりは、台えり付きのシャツカラーとし、テترون芯を入れる。

えり羽部に幅10.0mmのアクセントカラーを使用したトリミングをする。

(イ) 身頃

前身は2枚ハギとし、胸部で切り替えとする。

(ウ) えり吊

えり吊は、所定のものをえり付け中央に、はさみ縫付けとする。

その横にサイズネームを縫付ける。

(エ) 胸ポケット

胸ポケットは、左右各1箇所雨ブタ付きとする。

雨ブタは、幅14.0cm、高さ5.5cmの角丸型とし、胸切り替え部にはさみ付ける。

左雨ブタ付け部に、2.7cmのペン差し穴を設ける。

切り替え部の縫い代は、オーバーロック始末とする。

ポケットは、中央にプリーツのある口幅13.0cmの切りポケットとし、深さを14.5cmとする。

雨ブタは幅2.5cm、長さ3.0cmのマジックテープ止めとする。

(オ) 前身頃

前身頃は、左右とも胸部で上下に切り替え、左胸には市章（3色）及び文字のプリントを入れる。

ただし、プリントする文字、位置、文字の大きさ、字体及び文字色については発注者と協議して決定する。

(カ) 前開き

前開きは、幅4.0cmの比翼仕立てとし、反射パイピングテープを挟み縫いする。

15.0mmのボタン6個で止める。

(キ) 肩当て

背ヨーク部は2枚合わせとし、反射パイピングテープを挟み縫いする。

背面上部に文字を入れる。ただし、プリントする文字、位置、文字の大きさ、字体及び文字色については発注者と協議して決定する。

(ク) 肩縫

片倒しくるみ縫いとする。

(ケ) 脇縫

本縫いし、更にオーバーロック（インターロックミシン可）をかける。

(コ) 袖縫

袖の縫合せは本縫いとし、更にオーバーロック（インターロックミシン可）をかける。

(サ) 袖付縫

本縫いした後、更にオーバーロック（インターロックミシン可）をかける。

(シ) 袖口

幅2.0cmのケンボロ付き。カフス付きとし、ステッチをかける。ボタン（2ケ）で止める。

(ス) 片布

所定のものを上前胸ポケット裏面中央に縫い付け、その下に品質表示を縫い付ける。

(セ) 肩章

幅は4.5cmとし、端を袖つけの縫い目に縫い込むものとする。

肩章の先は、えり付根部より3.0cm下った位置とする。

(ソ) 裾折返し

裾は三ツ折とし、幅0.5cmのステッチで押さえる。

(タ) アクセントカラー（配色使い）

背ヨーク部、左胸部、えり表（トリミング）・脇部に指定の生地を使用する。

(チ) 左袖

シルバー蛍光ラインテープを2本叩き付ける。

イ ズボン

(ア) 前タック（ツータック）

タックを左右各2本を外向きに付ける。

(イ) ウエスト部

伸縮構造を有することとし、左右各2cm以上（ウエスト周りとして4cm以上）腰廻りの拡張が出来るようにする。

(ウ) ベルトループ

腰帯に幅2.0cm、長さ6.5cmのループを8本付ける。

(エ) 脇ポケット

形状は斜めポケットとし、ポケット口に0.5cmの飾りステッチを掛ける。

口幅15.0cm、深さ上門より27.0cm、袋幅16.0cmとし、向当布を内外につけ、口端に門止めをする。

(オ) 腿ポケット

腿ポケットは、ベルト上端より30.0cm下に口幅16.0cm、深さ18.0cm左右各1箇所（雨ブタ付き、底、後ろ側マチ付き）とする。

雨ブタは、幅17.0cm、高さ5.5cmの角丸型とし、周囲に6.0mmのダブルステッチを入れ、幅2.5cm、長さ4.0cmのマジックテープ止めとし、文字のプリントを入れる。ただし、プリントする文字、位置、文字の大きさ、字体及び文字色については発注者と協議して決定する。

(カ) 尻ポケット

ベルト上端より8.0cm下に口幅14.0cm、深さ18.0cmの片玉ポケットを左右各1箇所（ポケット両口端には、それぞれ門止めをする。）付ける。

なお、尻ポケットにはボタンを1個付ける。

(キ) 相引、内股しりぐり

裁ち目は、オーバーロック、しりぐり、内股はミシン2回縫いとし、特にしりぐりは、糸切れを防ぐため伸ばして地縫いする。

(ク) 棒シック

袋地使用、尻縫目にミシン目が表に出ないように長さ10.0cm、幅2.0cmのものを付ける。

(ケ) 裾口

基本男性用は85cm、女性用は80cmのフリーとし、右尻ポケットに裾上げテープを入れる。

(コ) アクセントカラー（配色）

脇ポケット内側、腿ポケット雨ブタ、尻ポケット口上部に指定の生地を使用する。

(サ) 片布

下前、脇ポケット裏に付ける。

- (シ) 穴かがり
機械穴、鳩目とする。
- (ス) サイズ品質表示
左前身頃裏のウエスト部分前側に付ける。

ウ 女性用防災ユニフォーム特記事項

- (ア) 上衣については、前ボタンの合わせを右前にする。
- (イ)ズボンについては、前ファスナーを右前とする。
- (ウ) その他については発注者と協議すること。

3 寸法

(1) 上衣

ア 男性上衣

(出来上がり寸法：c m)

サイズ	カラー	上衣丈	胸囲	肩幅	袖丈	数量
S	3 8	7 2	1 0 6	4 4	5 4	3 7 着
M	4 0	7 5	1 1 2	4 6	5 6	3 3 5 着
L	4 2	7 8	1 1 8	4 8	5 8	7 0 2 着
L L	4 4	8 1	1 2 4	5 0	6 0	4 4 6 着
E L	4 6	8 4	1 3 0	5 2	6 2	1 4 1 着
4 L	4 8	8 6	1 3 6	5 4	6 2	4 4 着
5 L	5 0	8 6	1 4 2	5 6	6 2	2 0 着
5 L 超	発注者に寸法を確認又は採寸の上作製すること					4 着

イ 女性上衣

(出来上がり寸法：c m)

サイズ	カラー	上衣丈	胸囲	肩幅	袖丈	数量
S	3 5	7 2	9 6	4 2	5 4	1 7 2 着
M	3 6	7 2	1 0 0	4 3	5 5	3 4 9 着
L	3 7	7 4	1 0 4	4 4	5 6	1 8 4 着
L L	3 8	7 6	1 0 8	4 5	5 7	4 9 着
E L	3 9	7 8	1 1 2	4 6	5 7	1 6 着
E L 超	発注者に寸法を確認又は採寸の上作製すること					1 着

(2) ズボン

ア 男性ズボン

(出来上がり寸法：c m)

サイズ	ウエスト	ヒップ	裾幅	股下	数量
S	75	104	23	85	62着
M	80	109	23	85	379着
L	85	114	24	85	707着
LL	90	119	24	85	346着
EL	95	124	25	85	144着
ELL	105	134	26	85	67着
5L	115	144	27	85	17着
5L超	発注者に寸法を確認又は採寸の上作製すること				7着

イ 女性ズボン

(出来上がり寸法：c m)

サイズ	ウエスト	ヒップ	裾幅	股下	数量
S	65	103	22	80	186着
M	70	108	22	80	306着
L	75	113	23	80	204着
LL	80	118	23	80	41着
EL	85	123	24	80	31着
EL超	発注者に寸法を確認又は採寸の上作製すること				3着

(3) 別寸者について（約40人）

ア 別寸者については、発注者が指定する日時及び場所において、股下の採寸を行い、裾上げ等を行った上で納入すること。

イ 納入後に股下別寸者から補正の申出があった場合は、速やかに補正を行うこと。

ウ 別寸者分は、平成28年11月4日までに納入できるように努めるものとする。

4 納入場所

納入場所	所在地
津市役所本庁舎	津市西丸之内23番1号
久居総合支所	津市新町3006
河芸総合支所	津市河芸町浜田808
芸濃総合支所	津市芸濃町棕本6141-1
美里総合支所	津市美里町三郷48-1
安濃総合支所	津市安濃町東観音寺483
香良洲総合支所	津市香良洲町1878
一志総合支所	津市一志町田尻593-2
白山総合支所	津市白山町川口892

美杉総合支所	津市美杉町八知 5 5 8 0 - 2
水道局庁舎	津市殿村 5
津市モーターボート競走場	津市藤方 6 3 7
津市リサイクルセンター	津市片田田中町 1 3 4 2 - 1
相川建設作業事務所	津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 - 1

防災ユニフォーム（上衣）

※文字は、一部「津市」は「津市議会」、「TSU CITY」は「TSU CITY ASSEMBLY」となる。



防災ユニフォーム（ズボン）



津市防災ユニフォーム一式仕様書

(防災ユニフォーム用帽子)

この仕様書は、津市職員用として製造する防災ユニフォーム用帽子について必要な事項の適用範囲を定めるものとする。

1 総則

- (1) 物件 津市防災ユニフォーム用帽子
- (2) 数量 2, 500個
- (3) 納入場所 発注者からの指示に基づき、津市役所本庁舎、各総合支所、水道局庁舎、津市モーターボート競走場、津市リサイクルセンター及び相川建設作業事務所へ納品すること。
(「4 納入場所」のとおり)
- (4) 納入期限 平成28年12月26日(ただし、200個については、平成28年11月4日までに納入できるように努めるものとする。)
- (5) 仕様 「2 仕様」のとおり
ただし、表生地については同等品可とする。
同等品にて応札する場合は、別に定める入札参加条件を必ず確認し、同等品申請書とあわせて見本品及び品質証明書を指定した期日までに津市総務部調達契約課物品調達契約担当へ提出し、同等品認定を受けること。
- (6) 縫製要領 「2 仕様 (5) 縫製要領」及びイメージ図(別図)のとおり
- (7) 留意事項
 - ア 使用素材はすべて良質なものを使用し、特に紡績糸は糸ムラ、織りキズ、縊りムラなどの目立たないもので、織り上げは均正で、織りキズ、糸節、汚れなどが無いものを使用すること。
 - イ 縫製については、各部の縫い合せ部をすべて優良に行い、縫いとび、縫い外れ、その他の欠陥が無いものとする。
 - ウ 受注者は、本縫製にかかる前にこの仕様書に基づいた試作品(完成品)を1個作製し、発注者の承認を受けること。
 - エ 色相については、必ず発注者の承認を受けること。
 - オ デザイン費等その他問題が生じた場合は、受注者の責任において解決するものとし、防災ユニフォーム用帽子製造に要する費用の追加支出は、一切認めないものとする。
 - カ 受注者は、防災ユニフォーム用帽子の製造にあたり、特許権、実用新案及びその他の第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
 - キ 本仕様書に規定されていない事項又は解釈に疑義が生じた時は、発注者の指示又は承認を受けなければならない。
 - ク 決定業者にあつては、落札決定後、単価内訳書を提出すること。

2 仕様

(1) 型式

帽子 アポロキャップ型 上部梵天 調整具付

(2) 表地

項目			規格	試験方法
使用素材			東レ<J S 1 2 3> ストレッチツイル	
原料混紡率			ポリエステル 9 3 % (再生ポリエステル 5 5 %以上) ナイロン 5 % 綿 2 %	J I S L 1 0 3 0
番手			(経) 1 6 7 dtex (緯) 1 6 7 / 2 dtex	J I S L 1 0 9 6
組織			綾二重織	J I S L 1 0 9 6
仕上重量			2 2 0 g / m ² 以上	J I S L 1 0 9 6
仕上密度 (1 0 c m間)			(経) 4 7 0 本以上 (緯) 2 5 0 本以上	J I S L 1 0 9 6
寸法変化率			(経) ± 2 %以内 (緯) ± 2 %以内	J I S L 1 0 9 6 D法
引張強力			(経) 1 5 0 0 N以上 (緯) 1 5 0 0 N以上	J I S L 1 0 9 6 ラベルドストリップ法
ピリング			4 級以上	J I S L 1 0 9 6 A法 操作時間 1 0 時間
染色 堅 牢 度	汗試験	酸	4 級以上	J I S L 0 8 4 8
		アルカリ	4 級以上	
	洗濯試験		4 級以上	J I S L 0 8 4 4 A法
	摩擦試験		4 級以上	J I S L 0 8 4 9 Ⅱ形
	耐光試験		4 級以上	J I S L 0 8 4 2 照射 4 0 時間
加工			帯電防止繊維使用 耐久消臭加工	
色相			紺色・黄色 (津市防災ユニフォーム の色相と統一を図ること)	

(3) 付属材料

区 分	仕 様
帽子芯	ポリエステル100% 厚み1.8mm (横193mm、幅75mm)
調整具	レールアジャスター
縫糸	紺色

(4) 条件

ア 針数

地縫い 3cm 間に11針以上

飾り縫い 3cm 間に10針以上

イ 裁縫

糸調子は、上下ともツレ、タルミの無いようにし、返し針を完全にする。

(5) 縫製要領

ア 前立て

正面切り替え部分に、市章（３色）及び文字のプリントを入れる。

ただし、プリントする文字、位置、文字の大きさ、字体及び文字色については発注者と協議して決定する。

イ 天井

頭部は７枚はぎとし、地縫いし縫い割りして中央に梵天を付けること。

両サイドはメッシュ素材使用のこと。

裏は１．５ｃｍ幅の縫い代始末テープを付け、２条の飾りミシンを掛けること。

通気性をもたらすために、ハトメ穴を４ヶ所つけること。

ウ 底

表面及び裏面とも表生地を使用すること。芯は、発泡ポリエチレン板を使用し、つば端より１５ｍｍの位置に２条の飾り縫いをし、飾り縫いの幅は、５ｍｍとする。

エ 後部

帽体の後部裾に１．５ｃｍ幅程度のレールアジャスターを取り付け、サイズ調整ができるようにすること。

オ すべり付け

帽体裾周囲裏に、３５ｍｍ幅のすべりを地縫いしてコバの癖縫いを施すこと。

カ アクセントカラー（配色）

前立て、つば端に指定の生地を使用する。

キ サイズネーム

ビン皮の端に縫いつける。

3 寸法

（単位：ｃｍ）

サイズ	サイズ幅	数量
S	54±1.5	189個
M	56±1.5	765個
L	58±1.5	992個
LL	60±1.5	411個
EL	62±1.5	103個
ELL	64±1.5	40個

4 納入場所

納入場所	所在地
津市役所本庁舎	津市西丸之内 2 3 番 1 号
久居総合支所	津市新町 3 0 0 6
河芸総合支所	津市河芸町浜田 8 0 8
芸濃総合支所	津市芸濃町棕本 6 1 4 1 - 1
美里総合支所	津市美里町三郷 4 8 - 1
安濃総合支所	津市安濃町東観音寺 4 8 3
香良洲総合支所	津市香良洲町 1 8 7 8
一志総合支所	津市一志町田尻 5 9 3 - 2
白山総合支所	津市白山町川口 8 9 2
美杉総合支所	津市美杉町八知 5 5 8 0 - 2
水道局庁舎	津市殿村 5
津市モーターボート競走場	津市藤方 6 3 7
津市リサイクルセンター	津市片田田中町 1 3 4 2 - 1
相川建設作業事務所	津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 - 1

防災ユニフォーム用帽子

※一部の帽子は、文字が「TSU CITY ASSEMBLY」となる。



仕 様 に 関 す る 質 問 書

平成28年 月 日

(あて先) 津 市 長

所 在 地

商号(名称)

代表者氏名

担当者氏名

電 話 番 号

印

件 名 津市防災ユニフォーム一式の購入

上記案件に係る仕様の内容等に関して、次のとおり質問いたします。

仕様書等の箇所	質 問 内 容

(注意) 仕様について質問がある場合は、質問書の提出期限の平成28年4月18日正午までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、調達契約課物品調達契約担当(津市役所本庁舎7階)へ提出すること(FAX可。FAX:059-229-3333)。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認をすること。電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けません。

入札後において、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等がある場合はそれらを含む。)についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

同等品申請書・認定書

平成28年 月 日

(あて先) 津市長

所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

下記物件について、平成28年4月28日入札の「津市防災ユニフォーム一式」仕様書に記載の仕様と同等であることを認定願います。

記

品名	生地メーカー名等
防災ユニフォーム	生地メーカー： 品名・品番等：
品名	生地メーカー名等
防災ユニフォーム用帽子	生地メーカー： 品名・品番等：

上記物件について、平成28年4月28日執行の入札対象物件「津市防災ユニフォーム一式」の仕様と同等であることを認定します。

平成28年 月 日

津市長 前 葉 泰 幸

※ 同等品にて応札しようとする場合は、津市総務部調達契約課において平成28年4月25日午後5時までに申請の上、この認定を受け、認定済みの本書(写し可)は、入札書にホッチキス止めし、同封してください。

入札参加条件

仕様書に記載している表生地について同等品にて入札する場合、次の手続きが必要です。

1 入札対象物件の同等品認定について

同等品（OEM販売品を含む）で本入札に参加しようとする場合は、別紙同等品申請書（第2号様式）にメーカー・品番を記載し、仕様書の内容を満たしていることがわかる、見本品及び品質証明書を添付し、平成28年4月25日（月）午後5時までに、調達契約課物品調達契約担当（本庁舎7階）へ申請してください。

認定された場合は、入札までに同等品認定書に認定印を押印して交付しますので、入札書に同等品認定書（写し可）をホッチキス止めして入札書と共に封筒に入れ、入札を行ってください。

同等品認定を受けた方で、同等品認定書の添付がない入札は、無効入札として取扱います。

また、同等品を申請し、認定を受けた場合は、基準品での入札はできません。

なお、上記認定に係る申請については、一事業者につき、一回一件のみの申請に限り有効として取扱いますのでご承知おきください。

2 同等品認定の条件

- (1) 仕様書の内容を満たすものであること。
- (2) 公告日現在において現行生産品又は現行カタログ掲載品であること。

3 注意事項

同等品申請書には、見本品及び品質証明書を添付すること。なお、添付がない場合、または仕様との照合ができない場合は、同等品認定を不可とする場合があります。

事務担当	総務部	調達契約課
	物品調達契約担当	駒田
連絡先	電話	229-3121
	FAX	229-3333

津市条件付一般競争入札参加申込書

平成28年 月 日

(あて先) 津市長

所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

平成28年4月13日付けで公告のあった津市が発注する下記の件名に係る条件付一般競争入札に参加しますので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

件名	津市防災ユニフォーム一式の購入
添付書類	宣誓書

平成28年 月 日

津市長

所在地

商号（名称）

代表者氏名

印

宣誓書

津市防災ユニフォーム一式の購入に係る入札に当たり、下記のことについて
事実と相違ない事を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、
破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法
（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定に
よる改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若
しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再
生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされ
た者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- 3 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない
こと。

津市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日

様

津市長 前 葉 泰 幸

平成28年 月 日付けで提出された平成28年度津市防災ユニフォーム一式の購入に係る津市条件付一般競争入札参加申込書について、下記のとおり確認したので通知します。

記

1 確認の結果

・入札参加資格があると認めた。 ・入札参加資格がないと認めた。

2 入札参加資格がないと認めた場合の理由

事務担当

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市総務部調達契約課（物品調達契約担当）

電話番号 059-229-3121

FAX番号059-229-3333

入 札 者 確 認 票

平成 2 8 年 4 月 2 8 日

(あて先) 津市長

所 在 地

商号 (名称)

代表者氏名

印

件 名 : 津市防災ユニフォーム一式の購入

本件の入札に関し、次の者が参加します。

(下記のうちいずれかに○印を付し、代理人の場合は氏名を記入してください。)

1 代表者本人

本件の入札に関し、入札する行為を下記の者に委任します。

2 代理人 (氏名)

※この確認票は、入札書と同封せず、入札当日に入札会場へご持参ください。

入 札 書

平成 2 8 年 4 月 2 8 日

(あて先) 津市長

入札人 所 在 地

商号 (名称)

代表者氏名

印

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

(消費税及び地方消費税を除いた額)

件 名：津市防災ユニフォーム一式の購入

(内訳)

防災ユニフォーム

男性上衣・ズボン：各 1， 7 2 9 着

女性上衣・ズボン：各 7 7 1 着

防災ユニフォーム用帽子

帽子：2， 5 0 0 個

※同等品で入札する場合は、入札書に同等品認定書（写し可）をホッチキス留めして封筒に同封すること。同封されていない場合は、無効入札として取り扱います。

上記金額に 1. 0 8 を乗じた金額で、津市関係条例及び規則によって契約したいから入札します。

津市条件付一般競争入札参加者心得

津 市

本市の条件付一般競争入札に参加する入札参加者は、地方自治法及び同法施行令、津市契約規則、その他関係法令を遵守し、契約書、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）、契約締結に必要な条件及び下記事項を承諾の上、入札に参加すること。

記

1 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札参加者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 個別の案件ごとの指名から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始を申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) その他、個別の指名において示す参加資格要件を満たしていること。

3 入札書の記載等

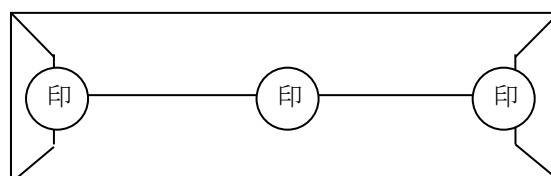
- (1) 入札書は、封筒に入れ、日付・入札者の所在地・商号（名称）・代表者氏名・押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）、入札金額等を鮮明に表示すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字（1、2、3・・・）を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 入札金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票を提出すること。
- (5) 入札書を封入する封筒表面には、下記のとおり件名等を明確に記載し、裏面には届出印又は入札者確認票に記載された代理人の印で原則 3 か所（※）に封印すること。（下記封印例参照）

（表面）

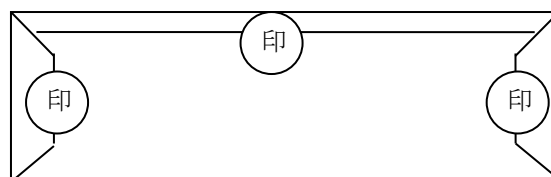
入札書在中	
（あて先）	津市長
件 名	○○○○○
商号(名称)	○○○○○

（裏面）貼合わせ部分（原則 3 か所）に封印すること

【センター貼り（縦貼り）封筒の封印例】



【L 貼り（スミ貼り）封筒の封印例】



※封印については、事前に開封がなされていないことの証とすることを目的としていますので、封筒の貼合わせ部分に印影がわたるように押印するものとし、当該目的を達成できていれば、封筒の構造上 3 か所以下の押印で済む場合は 3 か所以下でも有効な入札とし、3 か所以上に押印があっても目的を達成できていない場合は、無効入札となりますのでご注意ください。

4 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
- (2) 入札保証金の納付を求める入札にあっては、所定の日時までに納付しない又は額が不足して行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (7) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (8) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (9) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (10) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (11) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最低入札金額以上の入札金額が記載された入札（この号において、売り払い等の入札の場合は、最低入札金額以上を最高入札金額以下に読み替えるものとする。）
- (12) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

5 開札等

- (1) 開札は、通知した場所において入札終了後、入札参加者の前で直ちに行う。
- (2) 入札金額の読み上げは、場合により上位何者かに限定することがある。
- (3) 入札参加者は、入札会場内において携帯電話等の電源は切り、入札執行者の指示に従い静粛かつ厳正に入札を行うこと。

6 再度入札等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合で、再度入札を行う場合は、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回とする。
- (3) 初度の入札に参加をしていない者は、再度入札に参加できない。
- (4) 初度の入札又は再度入札前の入札において無効入札をした者及び辞退を申し出た者は、再度入札に参加できない。

7 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤（総価で決定するときは、その総価、単価で決定するときはその単価の桁違い等）であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

8 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

9 入札の中止等

- (1) 入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

10 入札者

入札者の入室は、原則一名に限る。

11 入札の辞退

指名を受けた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

12 入札開始時刻の厳守

指定した入札開始時刻までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができない。

13 落札決定後の契約辞退

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置等を行う。

14 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15 注 意

無断欠席の場合は、今後の選定に影響する場合があるので、入札時刻までに調達契約課（電話 2 2 9-3 1 2 1）まで連絡すること。

物品購入仮契約書

- | | | | | |
|---|---------|-------------------------|---|--------|
| 1 | 物 品 名 | 津市防災ユニフォーム一式 | | |
| 2 | 仕 様 | 津市防災ユニフォーム一式仕様書のとおり | | |
| 3 | 数 量 | 津市防災ユニフォーム一式仕様書のとおり | | |
| 4 | 納 入 場 所 | 津市防災ユニフォーム一式仕様書のとおり | | |
| 5 | 納 入 期 限 | 平成 | 年 | 月 日 まで |
| 6 | 契 約 金 額 | 金 | | 円 |
| | | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円) | | |
| 7 | 契約保証金 | 金 | | 円 |

上記に係る物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

ただし、当契約書は仮契約であって、津市議会の議決後直ちに本契約書としての効力を生ずるものとする。なお、受注者が本契約締結までの間に地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合、又は本市から指名停止を受けた場合は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとする。

この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者がこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に損害賠償請求をできないものとする。

平成 年 月 日

発 注 者 津市西丸之内 2 3 番 1 号
津 市
津 市 長 前 葉 泰 幸 印

受 注 者	所 在 地	
	商 号 (名 称)	
	代 表 者 氏 名	印

物品購入契約約款

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び契約約款に基づき、仕様書等（図面、関係書類及び質問回答書等がある場合はそれらを含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、契約約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書記載の物品（以下「物品」という。）をこの契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、原則として書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

- 第2条 受注者は、発注者がこの契約に係る契約保証の免除をしたときを除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(担当職員)

第4条 発注者は、仕様書等に基づき、指示、協議及び承諾等を行う担当職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 発注者が担当職員を置いたときは、この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は物品の納入に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品の納入の中止)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、物品の納入の中止内容を受注者に通知して、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が物品の納入の続行に備え物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納品書等の提出等)

第7条 受注者は物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由を認めるときは、分割して納入することができる。

(検査)

第8条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。

3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

4 第3項の規定にかかわらず、受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでに、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、前3項までの規定を準用する。

6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

7 受注者は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品納入の完了とみなして前5項までの規定を準用する。

(引換え又は手直し)

第9条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第7条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 5 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第10条 発注者は、第8条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転及び引渡し)

第11条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は発注者に引渡されたものとする。

(危険負担)

第12条 物品の引渡し前に生じた滅失、き損、変質その他一切の損害は、すべて受注者の責任とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(契約金額の支払い)

第13条 受注者は、第11条の規定により物品が発注者に引渡されたときは、発注者に対して契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 受注者は、発注者が所定期間内に契約金額を支払うことができないときは当該期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払代金に対し、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を発注者に対し、請求することができる。

(部分引渡し)

第14条 受注者は、物品について、発注者が仕様書等において納入期限に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物品を納入するときについては、第7条から第11条までの規定中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定する場合のほか、この物品の納入の一部が完了したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引き渡しを受けることができる。この場合において第7条から第11条までの規定中「物品」とあるのは「引渡部分に係る物品」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される前条第1項の規定により、受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第15条 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求すること

ができる。

- 2 前項の損害金の額は、物品が納入することができない部分の額につき、遅延日数に応じ、規則第34条第1項に規定された率により計算した額とする。

（瑕疵担保責任）

第16条 受注者は、納入した物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

（発注者の解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、納入期限内に物品の納入が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 受注者の役員等（受注者が、法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポ

ーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。))。

- (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき(暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。))。
- (7) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合(第8号に該当する場合を除く。))に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(特定の違法行為に対する措置)

第18条 受注者は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、契約単価より算出した金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者に支払うものとする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。))第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。))の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。))を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基

礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者がこの契約に関し前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 第1項の規定は、納品が完了した後においても適用する。

第19条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、第17条第1項、第17条の2第1項又は前条第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第6条の規定により物品の納入の中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約締結日から納入期限までの期間の3分の2を超えたとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第21条 発注者は、この契約が解除された場合においては、受注者が既に物品の納入を完了した部分(第14条の規定により部分引渡しを受けている場合は、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額(以下「既履行部分代金」という。)を受注者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(損害賠償)

第22条 受注者は、この契約の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

(賠償金等の相殺及び徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで規則第34条第1項に規定された率により計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺

し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき規則第34条第1項に規定された率により計算した額の延滞金を徴収する。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約外の事項)

第25条 この契約書のほか、規則を遵守するとともに、この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議の上、これを定める。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年津市訓第 34 号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記 3 の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公告第 5 6 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 2 8 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 保護日 平成 2 8 年 4 月 1 0 日
- 2 保護期間 平成 2 8 年 4 月 1 5 日まで

番号	保護した場所	動物種 及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市観音寺町	猫(雑種)	グレーの トラ長毛	雄	中	91 日以上	左前肢 負傷

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業公告第 6 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 28 年 4 月 4 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 28 年度浄水継第 1 号
三雲浄水場配水ポンプ設備改修工事
- (2) 工事場所 松阪市甚目町地内
- (3) 工事概要 配水ポンプ（φ 250mm、150kw） N = 3 台
電動仕切弁（250A） N = 3 台
天井走行クレーン（手動式・5 t 吊） N = 1 台
配水ポンプ室引込盤 N = 1 面
補助変圧器盤 N = 1 面
配水ポンプ盤 N = 3 面
補助継電器盤 N = 1 面
自動制御盤 N = 1 面
配管等付帯設備の設置 1 式
- (4) 工期 契約締結日から平成 29 年 12 月 15 日まで
- (5) 予定価格 541,185,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立

て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者
- (7) 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (8) 経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高（審査基準日平成２５年１０月１日から平成２６年９月３０日まで）を有すること。
- (9) 本件工事に、機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）
- (11) 過去１０年間（平成１８年度以降）において、官公庁等が発注した工事で、元請として上水道施設における送水又は配水用で、口径２００mm以上、電動機１２０kw以上の立軸斜流ポンプの製作又は据付の実績を有す

る者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成28年4月4日(月)から4月15日(金)まで
- (2) 配付場所 津市水道局水道総務課契約財産担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成28年4月4日(月)から4月15日(金)午後5時まで
 - イ 提出場所 津市水道局水道総務課契約財産担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可証の写し
 - ウ 審査基準日が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写し
 - オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - カ 営業所専任技術者証明書の写し(建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し)
 - キ 上記2(1)に規定する施工実績を証する書類(施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類)
 - ク 施工計画書
- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成28年4月21日(木)までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧
 - ア 閲覧期間 平成28年4月4日(月)から5月16日(月)まで
 - イ 閲覧場所 津市水道局水道総務課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード
- (2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水 2 8 7 0 - 2 0

有限会社オグラ (0 5 9 - 2 2 8 - 9 8 1 1)

6 工事の疑義等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成 2 8 年 4 月 8 日 (金) 正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市水道局水道総務課契約財産担当に提出すること。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成 2 8 年 4 月 1 3 日 (水) までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成 2 8 年 4 月 2 7 日 (水) 正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市水道局水道総務課契約財産担当に提出すること。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成 2 8 年 5 月 1 1 日 (水) までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書 (指定様式に限る。) を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成 2 8 年 5 月 1 6 日 (月) までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒 5 1 4 - 8 7 9 9

日本郵便 (株) 津中央郵便局留 津市水道局水道総務課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 2 8 年 5 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

(2) 場所 津市水道局庁舎 2 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所を封印すること。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（5回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (8) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市水道局水道総務課契約財産担当

電話番号 059 - 237 - 5803

FAX 059 - 237 - 5819

津市上下水道事業公告第 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 4 月 4 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成28年4月4日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成28年度 工務第2号 公共下水道事業に伴う藤方地内配水管移設工事（仮設及び本設）			
工事場所	津市 藤方		地内	
工 事 概 要	配水管布設工 P P φ 50mm L = 34. 4m 仮設消火栓設置工 N = 1箇所 仕切弁設置工 φ 50mm N = 2箇所 不断水仕切弁設置工 φ 200mm～φ 100mm N = 4箇所 仮設管布設工 D I P φ 150mm L = 28. 9m 仮設管布設工 S G P - V A 80 A L = 28. 1m 仮設仕切弁設置工 φ 150mm～φ 50mm N = 5箇所			
工 期	契約締結の日から 平成28年7月29日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成28年4月13日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成28年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成28年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月28日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	12,181,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・ 水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成28年4月4日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成28年度 工務第1号 公共下水道事業に伴う丸之内養正町地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 丸之内養正町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ100mm L=74.8m 仕切弁設置工 φ100mm N=6箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所 不斷水仕切弁設置工 φ100mm N=4箇所 舗装本復旧工 A=598m2				
工 期	契約締結の日から 平成28年8月31日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成28年4月13日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成28年4月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成28年4月25日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月28日 午前10時15分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	16,524,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・ 水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形口径450mm以下）又は鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成28年4月4日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成28年度 工務第6号 中勢沿岸流域下水道事業に伴う安濃町川西ほか2町地内配水管移設工事（仮設及び本設）			
工 事 場 所	津市 安濃町川西ほか2町		地内	
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ100mm L=274.4m 仕切弁設置工 φ100mm N=8箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所 不断水仕切弁設置工 N=2箇所 舗装本復旧工 A=250m2			
工 期	契約締結の日から 平成28年8月26日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】安濃	【格付】B・A1・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成28年4月13日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成28年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成28年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月28日 午前10時30分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	19,471,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・ 水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形口径450mm以下）又は鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成28年4月4日		業 務 担 当 課	工務課	
業 務 名	平成28年度 工務第4号 水道管布設工事に係る設計図作成業務委託				
業 務 場 所	津市 内各所				
業 務 概 要	管路設計1.0m当たりの単価契約 予定管路総延長 15,160m				
期 間	契約締結の日から 平成29年3月31日 まで				
発 注 業 種	測量				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	測量	部門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	測量一般に関する営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	測量士（津市発注業務における専任配置）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年4月25日 まで			
	販 売 店	（有）オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成28年4月13日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成28年4月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成28年4月25日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年4月28日 午前10時45分				
	津市水道局 2階 入札室				
予 定 価 格	1m当たり 1,820 円（税抜き）				
最低制限価格	有（本件に限り、1円未満は切り捨て。）				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	無				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。				

津市上下水道事業公告第 8 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 28 年度に負担金（分担金）を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 28 年 4 月 15 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

負担金（分担金）を賦課する区域

橋内東部第 2 処理分区第 3 負担区（寿町の一部）308.92 平方メートル、津第 3 - 2 処理分区第 2 負担区（高茶屋一丁目の一部）929.00 平方メートル、津第 3 - 3 処理分区第 1 負担区（高茶屋小森町の一部）1,336.65 平方メートル、第 5 処理分区第 1 負担区（津興の一部、藤方の一部）4,430.15 平方メートル、第 5 処理分区第 2 負担区（津興の一部、藤方の一部）8,278.68 平方メートル、津第 5 処理分区第 3 負担区（美川町の一部、津興の一部、垂水の一部、藤方の一部）39,184.73 平方メートル、津第 5 処理分区第 4 負担区（半田の一部、垂水の一部、藤方の一部）50,723.14 平方メートル、中央第 1 負担区（久居北口町の一部）846.04 平方メートル、一志第 3 - 3 処理分区第 1 分担区（一志町井関の一部、一志町田尻の一部）13,619.13 平方メートル、白山第 2 処理分区第 1 分担区（白山町川口の一部）9,673.19 平方メートル、芸濃町棕本処理区（芸濃町棕本の一部）30,887.74 平方メートル、一志町第 3 - 1 処理分区負担区（一志町八太の一部、一志町田尻の一部）4,366.92 平方メートル、一志町第 4 - 1 処理分区負担区（一志町小山の一部）298.00 平方メートル。

津市農業委員会告示第 2 号

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成 2 8 年 4 月 1 日

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示

(津市農業委員会規程の一部改正)

第 1 条 津市農業委員会規程 (平成 1 8 年津市農業委員会告示第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別記様式その 1 及び別記様式その 2 を次のように改める。

別記様式その1 (第6条関係)

(表)

第 号	農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員会の 委員等の身分証明書		
写 真 (2.5cm × 2.0cm)	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、 委 員 立入調査をする推進委員であることを証明する。 職 員		
	発行者	津市農業委員会	印
	交付年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日

8.6cm

5.4cm

(裏)

注意事項

- (1) 本証は、常に携帯すること。
- (2) 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (3) 記載事項に変更の生じたときは、直ちに届け出ること。
- (4) 本証を紛失したとき等は、直ちに届け出て再交付を受けること。
- (5) 退職その他の理由により不要になったときは、必ず返還すること。

別記様式その 2（第 6 条関係）

（表）

写 真 (2.5cm × 2.0cm)	第 号	農地法第 4 9 条第 1 項の立入調査をする職員の身分証明書		
		氏 名		
		生年月日	年	月 日
		上記の者は、農地法第 4 9 条第 1 項の規定により、立入調査その他の行為をする職員であることを証明する。		
	発行者	津市農業委員会	印	
	交付年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日

8.6cm

5.4cm

（裏）

注意事項

- （１） 本証は、常に携帯すること。
- （２） 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- （３） 記載事項に変更の生じたときは、直ちに届け出ること。
- （４） 本証を紛失したとき等は、直ちに届け出て再交付を受けること。
- （５） 退職その他の理由により不要になったときは、必ず返還すること。

(津市農業委員会互選規程の一部改正)

第 2 条 津市農業委員会互選規程 (平成 1 8 年津市農業委員会告示第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「農地部会及び農業振興部会」を「部会」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(互選)

第 2 条 部会委員の互選は、総会において行う。

第 3 条第 1 項中「法第 5 条第 5 項」を「農業委員会等に関する法律 (昭和 2 6 年法律第 8 8 号) 第 5 条第 5 項」に、「法第 1 9 条第 2 項又は第 4 項各号の委員が当該各号の委員別に」を「部会委員が」に、「互選会」を「総会」に改め、同条第 2 項中「互選会」を「総会」に改める。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条中「各互選ごとに互選会」を「総会」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 2 項中「互選資格者」を「委員」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 6 号中「互選をされる資格を有する者」を「互選される者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 2 項を削り、同条を第 7 条とする。

第 1 0 条に次の 1 項を加え、同条を第 8 条とする。

2 前項の場合において、得票数が同一であるときは、互選管理人が、くじにより決する。

第 1 1 条第 1 項中「第 7 条」を「第 5 条」に、「互選会に出席した互選資格者」を「委員」に改め、同条第 2 項中「互選会」を「部会委員の互選」に、「どちらか」を「どうか」に、「互選資格者」を「委員」に改め、同条を第 9 条とする。

第 1 2 条から第 1 5 条までを削る。

第 1 6 条中「第 1 3 条第 2 項の期間満了の日の翌日」を削り、同条を第 1 0 条とする。

第 1 7 条を第 1 1 条とし、第 1 8 条を第 1 2 条とする。

第 1 9 条中「互選会」を「総会」に改め、同条を第 1 3 条とする。

(津市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する規程の廃止)

第 3 条 津市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する規程 (平成 1 8 年津市農業委員会告示第 1 号) は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。